

教室



体験コース・相談コース
スマートフォン教室開催します

スマホでの悩み解決いたします

☎ 065・20007
 図 社会教育課 社会教育係
 スマートフォンの利用でお困りのことはありませんか？左記日程をご確認の上、ぜひご参加ください。

【募集期限】開催日の1週間前まで

【申込先】桂川町住民センター

【申込方法】電話受付 ※平日8時30分～17時15分
 【その他】「相談コース」の相談時間は、1人当たり30分程度です。

「体験コース」のスマートフォンは、事務局でAndroidを準備します。

	体験コース	相談コース
内容	スマホの操作体験	スマホの悩み相談
対象	桂川町在住者	桂川町在住者
定員	各20名 (※最低開催人数10名)	4名
会場	桂川町住民センター	桂川町住民センター
受講料	無料	無料
開催日	12月13日(水) 令和6年2月27日(火)	11月17日(金) 12月15日(金) 令和6年1月19日(金) 令和6年2月16日(金)
時間	13時30分～15時30分	10時～11時

補助金



危険なブロック塀等の
撤去費の一部を補助

ブロック塀等撤去費の一部を補助

☎ 065・33330
 図 建設事業課 管理鉱書係
 桂川町では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や、避難路を確保するため、危険なブロック塀等の撤去を行う場合に、撤去費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】町税などを滞納していないブロック塀等の所有者

【対象となるブロック塀等】

- ① 町内の道路に面した道路からの高さが1m以上のブロック塀等
 - ② 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀及び門柱であること
 - ③ ブロック塀等の調査を行い、町で定めたブロック塀等の診断カルテの点数が40点未満のもの
- 【補助金額】
 撤去費用の3分の2（上限16万円）
 ※補助は予算の範囲内で先着順で受け付け
- 【注意事項】
 ◇補助を受けるためには、町との事前協議が必要
 ◇補助金を申請する場合は、工事の契約や着工前に申請してください。

お知らせ



筑豊広域都市計画道路の
変更（県決定・町決定）案

皆さまのご意見をお寄せください

☎ 065・33330
 図 建設事業課 管財契約係
 福岡県都市計画課 ☎ 092・643・3711
 福岡県および桂川町が作成した都市計画道路の変更案について、左記の通り案の縦覧を行います。また、都市計画道路の変更案に意見のある方は、意見書を左記の提出場所に直接提出、郵便などの方法で提出することができます。

【縦覧場所】

- ① 県決定のみ
福岡県庁7階都市計画課
- ② 県決定分および町決定分
桂川町役場2階 建設事業課管財契約係

【縦覧日時】11月8日(水)～22日(水)

- ① 8時30分～17時45分
- ② 8時30分～17時15分

【意見書の提出】

提出期限は11月22日。提出場所は、県決定分は県庁(①)または桂川町役場(②)。町決定分は桂川町役場(②)。

【その他】意見書の様式は、提出場所に備えていますが、県ホームページ(県決定分のみ)からもダウンロードできます。詳細は県ホームページまたは町ホームページをご確認ください。